

環水大大発第 080215002 号  
平成 20 年 2 月 15 日

都道府県・政令市

大気環境行政部(局)長 殿

環境省 水・大気環境局

大気環境課長

### 大気汚染防止法に基づく特定粉じんに係る規制の徹底について

大気汚染防止法においては、石綿の排出・飛散による大気の汚染を防止するため、特定粉じんに係る規制措置が定められ、大気汚染防止法施行令により石綿が特定粉じんとされている。

石綿の種類にはクリソタイル、アンソフィライト、アモサイト、トレモライト、アクチノライト及びクロシドライトがあり（平成 19 年 7 月 10 日付け事務連絡「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル 2007」参照）、これらすべてが大気汚染防止法に基づく規制の対象とされているところである。

また、建材等に使用されてきた石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされているが、最近、建築物の吹付け材からクリソタイル等以外の石綿が検出された事案が明らかになっている。

大気汚染防止法の施行に当たっては、これらの点に改めて留意の上、特定粉じん排出等作業の実施に伴う石綿の排出・飛散の防止等に万全を期されたい。

なお、建築物等の解体等の作業に当たって石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づき行われる事前調査に関しては、今般、別添写しのとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底について」が発出されたところであるので、念のため、申し添える。